

最近の中国特許権侵害事件に関する判決研究

国際第3委員会*

抄 録 中国では、経済と科学技術の発展に伴って知的財産権に関する民事訴訟が増加する傾向にあり、WTO（世界貿易機関）への加盟およびそれに先立ってなされた第二次特許法改正による法制度の整備により、知的財産権の保護の強化が図られている。

本稿では、最近の中国における特許権侵害事件において、裁判所がどのような判断を下しているかを把握するため、2003年1月以降に北京法院または上海法院で判決が下された特許権および実用新案特許権に関する侵害裁判の中から、日本での裁判と比較する上で重要と考えられるクレーム解釈（均等論含む）、間接侵害、善意の実施等に関する6件の裁判例を紹介し、中国で侵害裁判に対応する際の留意点を述べる。

目 次

1. はじめに
2. 判決の抽出
3. 判決例
 3. 1 クレーム文言解釈
 3. 2 均等論
 3. 3 間接侵害
 3. 4 善意の実施
 3. 5 鑑 定
 3. 6 民事主体の承継
4. 日本企業の留意点
 4. 1 クレーム解釈（含む均等論）
 4. 2 間接侵害
 4. 3 善意の実施
 4. 4 鑑定（裁判所の職権鑑定の重要性）
 4. 5 民事主体の承継
 4. 6 その他、裁判の速さなど
5. おわりに

1. はじめに

製造拠点および巨大な市場として日本企業の進出が著しい中国では、経済と科学技術の発展に伴って知的財産権に関する民事訴訟が増加する傾向にあり、2001年11月のWTO（世界貿易

機関）への加盟およびそれに先立ってなされた2000年8月の第二次特許法改正（2001年7月施行）等による法制度の整備により、知的財産権の保護の強化が図られている。

中国の裁判所は、最高人民法院、高級人民法院（各省、自治区、直轄市の31法院）および400余りの中級人民法院等から構成されており、審級としては、二審制が採用されている。特許紛争の裁判は、原則として中級人民法院が一審、高級人民法院が最終審となっている。なお、2003年に中国全土の地方法院が新たに受理した知的財産権関連の民事訴訟案件は、合計9271件（一審：6983件、二審：2237件、再審：51件）であり、前年同期比で約19%増加した¹⁾。

中国の司法制度には、最高人民法院から公表される「司法解釈」というわが国にはない独特のシステムがあり、裁判はこの「司法解釈」に基づいて進められている。「司法解釈」には、法律の制定時または改正時に将来問題となると思われる条文の解釈を規範性を持つ文書の形で公表するものと各裁判所の裁判官からの問合せ

* 2004年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に答える個別案件型の2種類あり、いずれも下級審を拘束する。特許権侵害に関する「司法解釈」としては、「特許紛争事件の審理に適用される法律の問題に関する最高人民法院の若干の規定」法釈(2001)21号(以下、法釈21号)が2001年6月19日に採択され、同年7月1日から施行されており、それ以降の裁判に大きな影響を与えていると考えられる。

そこで本稿では、中国での侵害裁判に関する至近の状況を把握するため、インターネット上で入手可能な2003年1月以降の北京法院および上海法院の判決(次章参照)を検討し、その中から、日本での裁判と比較する上で重要と考えられるクレーム解釈(均等論含む)、間接侵害、善意の実施等に関する6件の裁判例を紹介し、中国で侵害裁判に対応する際の留意点を述べる。

なお、本稿は、2004年度国際第3委員会のメンバーである江端巖(副委員長、クラレ)、阿部義男(新日本製鐵)、岩田茂(富士通)、宇田川辰郎(JFEスチール)、内田俊治(出光興産)、清水治(大日本印刷)、田中由美子(サントリー)、徳丸達雄(NECエレクトロニクス)、山下雅信(トヨタ自動車)による検討をまとめたものである。

2. 判決の抽出

中国では、司法制度の整備に伴って、判決例に関するデータベースの整備も進められており、現在では中国内の複数の人民法院がウェブサイトを開設して判決例を公開し始めている。これらの内、知的財産関連の判決例をデータベース化したものに関しては、北京法院(北京市高級人民法院、第一中級人民法院、第二中級人民法院)および上海市第二中級人民法院のウェブサイトが最も充実しており、判決日がそれぞれ2003年1月以降および2003年3月以降の判決例が掲載されている^{2), 3)}。

これら二つのウェブサイトには、2004年8月

2日時点でそれぞれ466件および93件の事件が掲載されているが、これらには、民事判決以外にも含まれているため、事件名に「発明専利」、「実用新型専利」、「侵犯糾紛案」、「民事判決書」等のキーワードが含まれるものについて内容を確認し、特許権または実用新案特許権の侵害事件に関する民事判決を抽出した(北京法院:38件、上海市第二中級人民法院:13件)。これらについて機械翻訳を行い、さらなる研究に有効であると考えられる6件に絞り込んで詳細に検討した。

3. 判決例

3.1 クレーム文言解釈

中国の特許法では、特許権の保護範囲は、クレームに基づいており、明細書と図面はクレームの解釈に用いることができると規定されている(特許法56条)。

法釈21号によれば、権利の保護範囲は、クレームに記載された必須の技術的特徴を基準に確定され、被疑侵害品にクレーム構成要件のすべてが存在するか否か、所謂エレメント・バイ・エレメントの比較によって文言侵害の判断がなされている。したがって、中国においても、クレームに記載された要件は必須の技術的特徴であるとされ、このような技術的特徴を具備しない場合には文言侵害が成立しない。なお、後述する北京市高級人民法院の試行意見によれば、クレーム解釈の際に、審査経過における主張を参酌することができるとされている。

上記の手法にしたがって、クレーム要件(必須の技術的特徴)を具備しないために非侵害と認定された事件を以下に紹介する。

なお、この事件において争点となったクレームは、構造を特定するものであるが、その一つの要件に機能が規定されていた。裁判所は、その機能も必須の技術的特徴とみなし、当該機能

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を実現しない被疑侵害品はクレームに属さないものと判断した。

フィッシャー（ドイツ法人）vs 杭州斯泰等
特許権侵害紛争事件

[北京市第二中級人民法院，一審民事判決書
(2003)二中民初字第5999号]

【事件の概要】

本件は，化粧プレートの固定方法に関する特許を有する外国法人フィッシャー（原告）が，杭州斯泰等を特許権侵害で訴えた事件である。

特許は，化粧プレート1に対象物7（例えばフックやブラケット）を固定する固定部材に関する。化粧プレート1には，底部が径大なる構造に加工された穿孔2が設けられている。図1は，その穿孔2に拡張片3を備える拡張スリーブ5を挿入する様子を示す断面図である。拡張スリーブ5が図1の左方向から挿入され，その後，図2に示すように，拡張スリーブ5の軸中心に，軸6 aを有するブラインドリベット6が挿入される。リベットヘッド6 cが対象物7に到達すると（図3），工具（図示せず）を利用してブラインドリベット6から軸6 aを左方向に引っ張る（図4）。その結果，先端部6 bが締付け端部6 dに圧力を加えて変形させる。この締付け端部6 dの変形が拡張片3を対象物7に対し押圧させるように作用し，対象物7が化粧プレート1に確実に結合される（図5）。

【裁判所の判断】

特許請求の範囲には，「拡張作用を発揮する，対象物を化粧プレートに緊締させる頭部を有する拡張部材（6 dに対応）を備えた金属製固定部材（6に対応）」が規定されている。本事件において裁判所は，金属製固定部材は，①拡張片（3に対応）を拡張させる拡張機能，②対象物を化粧プレートに緊締させる緊締機能の二つの機能を有することに着目した。図5を用いて説明すると，ブラインドリベット6の軸部6 a

を引き込む際に締付け端部6 dが変形され拡張片3を底部4に押付ける拡張機能と，締付け端部6 dとリベットヘッド6 cが協働して，対象物7を化粧プレート1に緊締する機能である。

これに対して，被疑侵害品は，対象物を化粧プレートに固定するためにブラインドリベットを用いているが，当該ブラインドリベットは，締付け端部6 dの作用を発現する部材を欠いているため，拡張スリーブを拡張して化粧プレートの穿孔壁に押し付ける拡張機能は備えていない。したがって，裁判所は，特許権侵害を構成しないと判断した。

図中の符号の説明：化粧プレート…1，穿孔…2，拡張片…3，底部…4，拡張スリーブ…5，ブラインドリベット…6，軸…6 a，先端部…6 b，リベットヘッド…6 c，締付け端部…6 d，対象物…7

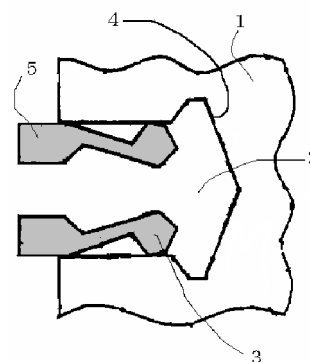


図1

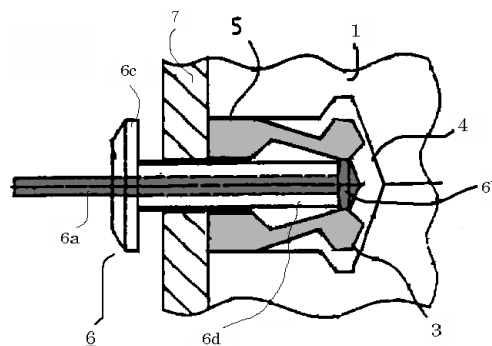


図2

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

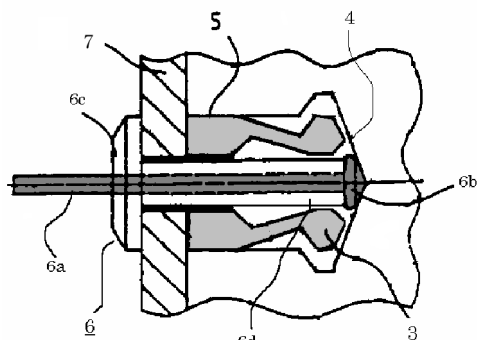


図3

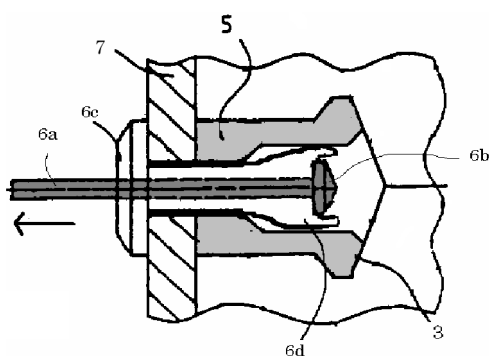


図4

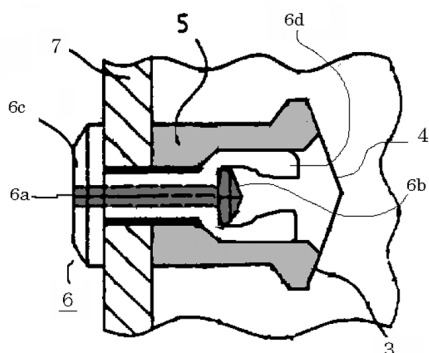


図5

3.2 均等論

特許権侵害事件における均等の判断は、中国においても重要な問題の一つである。

法積21号の第17条に均等に関する規定が設けられており、権利の保護範囲は、クレームに記載された必須構成要件（必須の技術的特徴）によって確定される範囲を基準に、その必須構成

要件と「均等な特徴」によって確定される範囲も含まれることが明記されている。

「均等な特徴」とは、①クレームに記載された構成要件と基本的に同等の手段で、基本的に同等の機能を実現し、基本的に同等の効果をもたらす、かつ、②当業者が容易に想到することができるものである。

これを受けて、北京市高级人民法院は、「特許権侵害判断の若干の問題に対する意見（試行）」（以下、試行意見という）（2001年9月29日）を出し、北京市第一・第二中级人民法院に対し、その実行を求めた。

上記の試行意見には、法積21号の規定に対応するものだけでなく、均等論の適用に関する以下のようなガイドラインが含まれている。

均等か否かの判断は、侵害行為時を基準とする（試行意見37条）。

均等論は、被疑侵害品（または方法）の具体的な技術的特徴が、クレームの必須構成要件と均等か否かに適用され、全体として均等か否かには適用されない（試行意見38条）。

均等の侵害判断は、当業者を基準にしなければならない（試行意見39条）。

以下に、均等が認められた事件を紹介する。

北京獵日科技有限公司（原審被告）vs 卓有惟（原審原告）
实用新案特許権侵害紛争事件

[北京高级人民法院，民事判決書（2003）高民終字第373号]

【事件の概要】

本件は、「移動射撃標的」に関する实用新案特許（实用新案特許第01224365.5号）を有する卓有惟が、北京獵日科技有限公司らが当該实用新案特許権を侵害するとして、被告製品の販売の禁止、損害賠償等を求めて訴えた第一審において、实用新案特許権侵害が認定されたため、北京獵日科技有限公司がそれを不服として上訴した事件である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本件実用新案特許に係る移動射撃標的は、上部の射撃標的と下部の台車の二つの部分から構成されており、両者の間はボルトで連結されている。台車はワイヤロープで減速器に連結され、減速器はベルトでモータに接続され、モータの正転・反転により、台車が軌道上で前後に移動する構造となっている。

【裁判所の判断】

双方の技術案（構成要素）を対比したところ、その違いは、被疑侵害品は減速器とモータの接続にベルトの代わりにチェーンを用いているという点である。

被疑侵害品において、減速器とモータの接続に本件実用新案特許のベルトの代わりにチェーンが使われているのは、すべて伝動の機能を実現するためであり、ほぼ同じ技術的手段に属するため、本分野の一般的技術者であれば、本件実用新案特許の特許請求の範囲の記載に基づいて、創造的な労働を経ることなく、チェーンでもベルトでも伝動効果を達成できることを連想することができる。したがって、被疑侵害品と本件実用新案特許の技術案は均等である。よって、北京獵日科技有限公司が被疑侵害品を販売し、取り付けた行為は、卓有惟の実用新案特許権を侵害しているため、権利侵害を停止し、損害を賠償するという民事責任を負わなければならないとして、第一審裁判所の判決を維持した。

3. 3 間接侵害

間接侵害については、特許法および実施細則では明確に規定されていないが、試行意見の73条乃至80条に具体的に間接侵害の行為およびその要件が記載されている。以下に試行意見の間接侵害の要件を紹介するとともに、この試行意見に基づき間接侵害を認定した判決を紹介する。

間接侵害とは、行為者の行為は他人の特許権の直接的な侵害を構成しないが、第三者が他人の特許を実施するように故意に誘導、教唆し、

客観的に直接侵害行為に必要な条件を第三者に提供することであり、直接的な侵害行為の存在が条件とされている（73条）。間接侵害の対象は、いわゆる専用品であり、特許製品の実施にのみ用いられる重要な部品、または方法特許の中間品であり、他人の特許技術の一部実施に相当し、その他の用途がないものである（74条）。また、第三者が特許権の侵害行為を実施することを明確に知っていて、故意（主観的要件）に侵害の条件を提供する（侵害を幫助する）場合も含まれる（77条）。間接侵害は、直接侵害の発生が前提条件であり、中国の法律が認めた直接侵害が外国で発生しまたは発生する可能性がある場合でも、間接侵害者の責任を直接追及することができる（80条）とされている。

北京英特萊特殊紡織有限公司 vs 北京新辰陶磁器纖維製品公司 実用新案特許権侵害紛争事件

[北京市高級人民法院，二審民事判決書（2003）高民終字第503号]

【事件の概要】

本件は、防火断熱ロールスクリーンに関する実用新案特許を有する北京英特萊特殊紡織有限公司（以降、英特萊会社）が、北京新辰陶磁器纖維製品公司（以降、新辰会社）が当該実用新案特許権を侵害する製品を製造、販売しているとして、製造・販売の停止、損害賠償などを求めて北京市第一中級人民法院に訴えた事件の上級審である。

被告・新辰会社の間接侵害を認め、販売の停止、損害賠償の支払いを命じた一審判決に対し、原審被告である新辰会社はこれを不服として上訴した。

本件実用新案特許と被疑侵害品の構成概要を断面図で図6に示す。

独立請求項1の記載は、「その特徴は、耐火纖維クロス、耐火纖維ブランケット、難燃性ス

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

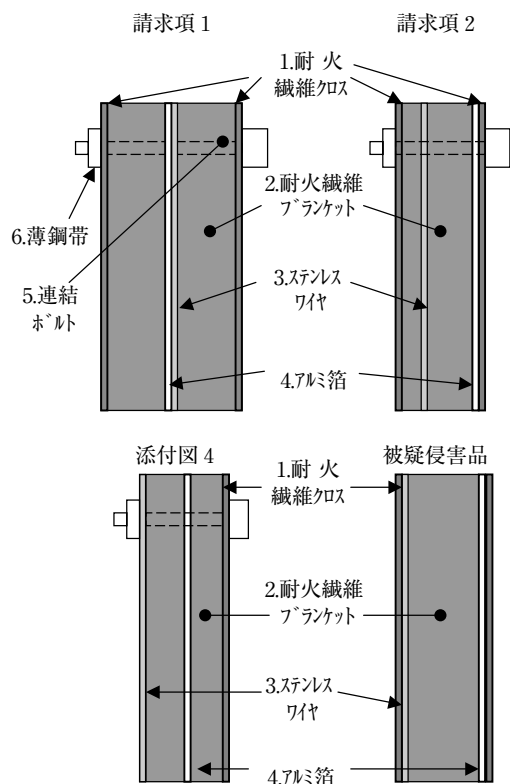


図6 請求項の構成概略

ステンレスワイヤ、アルミ箔、連結ボルトおよび薄鋼帯が含まれていることであり、耐火繊維ブランケットは2枚の耐火繊維クロスの中に挟まれており、耐火繊維ブランケットの中にはステンレスワイヤとアルミ箔が設置されており、連結ボルトで薄鋼帯、耐火繊維クロス、耐火繊維ブランケット、ステンレスワイヤおよびアルミ箔が一つに連結されている層状構造の防火断熱ロールスクリーンである。また、従属請求項2は、「請求項1にいう防火断熱ロールスクリーンの特徴において、ステンレスワイヤは耐火繊維ブランケットの中にあり、耐火繊維ブランケットの両面はそれぞれ耐火繊維クロスおよびアルミ箔を貼った耐火繊維クロスとなっている」ロールスクリーンであり、明細書の添付図4には、ステンレスワイヤが耐火繊維ブランケットの外面側に配置された例示がある。被疑侵害品の構成と従属請求項2を比較すると、文言上はステンレスワイヤの配置位置が耐火繊維ブ

ランケットの中か片側かの違いがある。

控訴審において原審被告・新辰会社は、一審における権利範囲の解釈に対し、①独立請求項1の「耐火繊維ブランケットの中にアルミ箔とステンレスワイヤを配置する」の記載をもって、「耐火繊維ブランケットの片側および周辺にステンレスワイヤを使う」構造まで保護範囲を拡大すべきでない、②従属請求項と添付図ではアルミ箔とステンレスワイヤはブランケットの外側に設置されており、これは独立請求項と矛盾しているため、法によって保護すべきではなく、よって「アルミ箔とステンレスワイヤをブランケットの片側に配置する」新辰会社の防火ロールスクリーンは保護範囲の構造と異なるため権利侵害を構成しないと主張した。

また、薄鋼帯と連結ボルトを有していない新辰会社の製品は、当該実用新案特許の専用半製品であり、薄鋼帯と連結ボルトとともに新辰会社の製品を使用することを顧客に教唆したとの一審の間接侵害の認定に対して、新辰会社は、ロールスクリーンを薄鋼帯とともに使用しなければならないことは業界では周知の技術であり、その使用方法を誘導、教唆したとの認定は誤りであると主張した。

なお、原審被告・新辰会社は、一審の答弁期間中に無効審判を請求したが、特許復審委員会の当該実用新案特許の維持決定を受けて、上記一審判決に至った。ここでも新辰会社はこれを不服として、北京市第一中级人民法院に審決取消訴訟を提起したが、本件判決後（2004年3月10日）に特許復審委員会の決定を維持する判決（北京市第一中级人民法院（2003）一中行初字第495号）が下されている。

【裁判所の判断】

北京市高级人民法院は、間接侵害について、

- 1) 新辰会社の製品は、当該実用新案特許の独立請求項1の技術的特徴を限定した請求項2と比較して、薄鋼帯と連結ボルト

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のみを充足しない専用半製品であり（74条）、

- 2) 新辰会社の製品説明書には、薄鋼帯と連結ボルトとあわせて新辰会社の防火ロールスクリーンを使用する図があることから、客観的に直接侵害行為の発生に必要な条件を第三者に提供しており（73条）、
- 3) 原審原告である英特業会社の警告後も、当該実用新案特許製品の半製品を製造販売していることから、主観的要件である故意（73条）の存在を認め、新辰会社の行為は間接侵害を構成すると判断した。

また、権利範囲の解釈については、明細書参酌の原則に基づく以下の判断を下し、原審被告・新辰会社の主張を退け、一審判決を支持した。

(1) 独立請求項と従属請求項に対する無効審判における認定について

従属請求項2の限定する部分の技術的特徴である「耐火繊維ブランケットの両面にそれぞれ耐火繊維クロスおよびアルミ箔を貼った耐火繊維クロスを配置」というアルミ箔の配置方法は、独立請求項1の技術的特徴部分である「耐火繊維ブランケットは、2枚の耐火繊維クロスの中に挟まれており、耐火繊維ブランケットの中にはステンレスワイヤとアルミ箔は配置されている」というアルミ箔の配置方法の代替としたものであるため、請求項1の「アルミ箔をブランケットの中に配置すること」と請求項2の「ブランケットの周辺に配置すること」は矛盾しないとした無効審判の認定に裁判所は同意し、新辰会社の防火スクリーンは、請求項2の層状構造と同一であると判断した。

(2) 請求項2のステンレスワイヤの配置位置について

請求項2の「ステンレスワイヤは耐火繊維ブ

ランケットの中に配置する」の解釈では、明細書の記載内容および添付図からステンレスワイヤの作用・効果は強度の強化と垂れ下がりの防止であって、新辰会社の防火ロールスクリーンでは「ステンレスワイヤは耐火繊維ブランケットの片側に配置」されているが、その作用・効果は同じであり、当業者にとってこのような置換は容易であるとし、よって新辰会社の防火ロールスクリーンは、当該実用新案特許からなんら変更されていないと判断した。

3. 4 善意の実施

特許権者の許諾を得ずにその特許を実施すると特許権侵害を構成するが、中国では、いわゆる善意の実施の場合には、損害賠償の責任を免れる。

すなわち、特許権者の許諾を得ずに製造され販売された特許製品または特許方法により直接得られた製品であることを知らずに、それを生産経営の目的で使用または販売したが、その製品が合法的な来源をもつことを証明することができる場合、賠償責任を負わない（特許法63条）。

ただし、この場合であっても、侵害行為の停止、侵害品の廃棄、謝罪など、損害賠償以外の他の民事責任は追及される。

日本においても、損害賠償の請求をするに当たっては、請求者は相手方の故意または過失を立証しなければならない（民法709条）。なお、特許権の侵害においては、立証しなくても、侵害者はその侵害行為について過失があったものと推定される（特許法103条）が、侵害者は過失がなかったことを立証すれば、損害賠償の責を免れる。しかしながら、この立証は一般には困難であると考えられており、これを認めた判決は少ない。

中国において、実際に、善意の実施が認められて損害賠償の責任を免れた事件を以下に紹介

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

する。

康凱 vs 北京庄勝そごう百貨店等 実用新案特許権侵害紛争事件

[北京市第一中級人民法院，一審民事判決書(2003)一中民初字第3003号]

【事件の概要】

本件は、プッシュボタン式の暗号鍵を有する日記帳に関する実用新案特許を有する康凱が、北京庄勝そごう百貨店（S百貨店）らが当該実用新案特許権を侵害する製品を販売等しているとして、販売の停止、損害賠償等を求めて訴えた事件である。

権利者の主張に対し、S百貨店は、同百貨店の販売行為は、いわゆる善意の実施（特許法63条）に当たるから、損害賠償の責を免れると反論した。

【裁判所の判断】

当事件の中で、S百貨店が提出した、訴外永和之光公司（E公司）と締結した「北京庄勝そごう百貨代理販売契約書」および浙江得力佳文具有限公司がE公司に提出した委任状によって、以下のことが分かる。

S百貨店が販売した侵害品（“得力佳Delijia”文具）の来源は、製造業者の武文実業公司（B公司）と取次販売業者のE公司である。S百貨店の販売行為はE公司との代理販売契約に基づくものであり、かつB公司の主体資格、商標権証明書（Delijia得力佳：B公司の登録商標）および特許技術（商品）の生産について必要な審査と記録が行われている。

したがって、S百貨店は侵害品を販売したが、それが合法的な来源をもつことを証明することができたため、侵害品の販売は停止しなければならないが、権利侵害による賠償責任は負わない。

3. 5 鑑 定

中国では侵害訴訟において鑑定が参考にされることが多い。鑑定には裁判所が裁判の過程で行う公的鑑定（民訴法72条）と原告または被告が行う私的鑑定がある。

公的鑑定は、認定された市科学技術委員会や公的研究機関などが裁判所の依頼を受けて行う。鑑定にはおよそ数ヶ月を要する。一方、私的鑑定は国内外の弁理士などが行うもので、通常裁判に先立ち行われる。裁判所は鑑定結果を参酌尊重する義務はなく、採否は任意である。

また裁判において鑑定内容を引用する場合もあれば、鑑定結果のみ引用する場合もあり、運用方針は必ずしも定まっていないようである。鑑定意見が採用され、有効な反論ができない場合、裁判の進捗はきわめて速いようである。

以下に現実の事件における鑑定の役割を示す事例を紹介する。

尹国強 vs 億田電器等 実用新案特許権侵害紛争事件

[上海市第二中級人民法院民事判決（2002）上海二中民五（知）初字第264号]

【事件の概要】

被告・億田電器が製造し被告・百安居建材が販売した「洋式換気扇」が原告実用新案特許権侵害に当たるとして、原告が被告の製造販売停止、損害賠償等を求めて訴訟を提起した。被告が非侵害を主張したため、原告の求めにより、裁判所が上海科学技術委員会に鑑定を依頼した。

【裁判所の判断】

鑑定の結果、被告製品は原告実用新案特許権を侵害しないとの報告書が出された。裁判所は、鑑定報告に沿って事実認定を行い、被告製品は主要構成的に同一であるものの、風道、蝸殻の設計やモータの固定方法において異なり、特許発明の範囲に含まれないとした。結果として、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

裁判所は該鑑定を全面的に採用し、原告から有効な反論がなされなかったため、速やかに結審、被告非侵害の判決を下した。

なお本件では鑑定報告後約20日で審理が行われ、その後約10日で判決が下されている。

3. 6 民事主体の承継

企業法人が分離独立し、合併またはその他の重要事項を変更するときには、登記機関に登記し、かつ公告しなければならず、企業法人が分離独立または合併するときの権利および義務は、変更後の法人がこれを承継することと規定されている（民法通則44条）。

以下に侵害訴訟の審理期間中に企業法人が合併した場合に、裁判所が合併後の企業法人に民事主体資格が承継されたことを上記規定に基づき認定した上で、侵害行為の停止と損害賠償を認めた事例を紹介する。

丁建安 vs 江西奮発竹木業有限公司, 北京強勝騰達商業貿易会社 実用新案特許権侵害紛争事件

[北京市第一中級人民法院, 一審民事判決書(2003)一中民初字第3354号]

【事件の概要】

本件は、被告・江西奮発竹木業有限公司（以降、奮発会社）が製造し、北京強勝騰達商業貿易会社（以降、強勝騰達会社）が取次ぎ販売している「竹製まな板」が、原告・丁建安が所有する実用新案特許権を侵害するとして、被告の製造・販売の停止および損害賠償などを求めて訴えた事件である。

原告は当初、「奮発集団」を被告として訴訟を提起したが、被告・「奮発集団」が無効審判を請求したことから審理は一時中断され、この間に「奮発集団」は他会社と合併し、「奮発会社」に名称変更したため、原告は、無効審判における権利維持決定後の審理回復申請時に、被

告を「奮発集団」から「奮発会社」へ変更した。

審理再開後、「奮発会社」は「奮発集団」から企業主体が変更となったことを認めず、「奮発集団」の地位のまま、強勝騰達会社が提出した証拠である「奮発集団」の従業員のサインがある代金受領書に対しては、その代金支払いの事実を認めず、「奮発会社」製竹製まな板の取次ぎ販売に関わる証拠の付加価値税領収書については、「奮発集団」とは関係がないと主張した。さらに、「奮発集団」として、先使用権の抗弁、証拠の証明能力について反論した。

【裁判所の判断】

裁判所は、被告・「奮発会社」の企業営業許可証および工商行政管理局の企業状況証明書により、「奮発会社」の民事主体資格が「奮発集団」を承継したことを確認し、「奮発会社」が「奮発集団」の訴訟の立場の承継者として本件の被告になるのは当然であること、および「奮発会社」が自身の主体資格の変化を知りながら、故意に当該法的事実を回避し、「奮発集団」の名義のまま訴訟に参加し、それによってその主体変更後の行為に対する原告の訴追を回避することはできないとした上で、被告のその他の主張をすべて退け、被告の行為を実用新案特許権の権利侵害と判断した。

4. 日本企業の留意点

これまでにクレーム文言解釈、均等論、間接侵害などのテーマ毎に最近の判決例を紹介してきた。本項ではこれらを日本の法制度、判例などと比較して、両者の相違点等を再確認し、日本企業の留意点として簡潔に述べる。

また、判決例の抽出の過程で印象に残った裁判の速さなどについても言及する。なお、以下の説明では、日本の特許法の条文は、日**条、中国の特許法の条文は、中**条と記載した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 1 クレーム解釈（含む均等論）

日中ともに特許請求の範囲の記載に基づいて権利範囲を定めるべきことが規定され、その際に明細書および図面の記載も解釈に用いることができる旨規定されている（日70条，中56条）。3. 1節で述べたように、中国でもエレメント・バイ・エレメントで請求項の構成要件と被疑侵害品との対比を行うなど、クレーム解釈については基本的にわが国と同様の考え方で行われていると考えられる。

また、中国においても司法解釈に基づいて均等を認めた判決例があり、侵害の成否の判断にあたっては、均等も含めて検討する必要がある。3. 2節で述べた①の要件は、米国の均等判断の要件と類似しており、また、日本との比較においては、①の要件は「置換可能性」に、②の要件は「置換容易性」に相当すると言える。法積21号、試行意見における均等の判断基準は、国際的な調和を意識したものと思われるが、均等に関する判決例は少なく、実際の運用については、今後の判決例の積み重ねを待ち、さらなる検討を進めていく必要がある。

4. 2 間接侵害

中国では、間接侵害に関する特許法上の保護規定はない。北京高級人民法院の試行意見では、直接侵害が発生していること（現実に権利侵害が発生していること）が前提条件とされ、専用品（いわゆる「のみ品」）が間接侵害の対象となっている。3. 3節の判決例でも直接侵害が発生しており、また専用品でもあるとされ、間接侵害が認められている。

また、試行意見では、中国の法律で認めた直接侵害が外国で発生し、または発生する可能性がある場合にも、中国国内での間接侵害が認められることになっている。日本企業はこの点に注目すべきである。

一方、日本では特許法上に規定があり、改正法では専用品以外であっても一定の要件を満たせば間接侵害が適用される（日101条）。しかしながら、直接侵害の発生を要件とするか否かについて法律上の定めがないため、要件とするという見解（従属説）と要件としないという見解（独立説）があり、判決は分かれている。また、直接侵害が外国で発生した場合に、日本の法律を用いて日本国内で間接侵害が認定できるかについても明確でない。

なお、北京市の中級人民法院に指針を与える前述の試行意見が、全国の人民法院を拘束する司法解釈にどういう形で反映されるか、今後の動向に注目していく必要がある。

4. 3 善意の実施

「善意の実施」は、善意で事業を行っている販売者または使用者に対しては損害賠償の責任を問わないという考え方である（中63条4項）。したがって、特許権を侵害する販売者等に対しては警告などを行い、「善意の実施」という言い逃れを打破する必要がある。ただし、警告を行うと特許権者に不利な裁判管轄地で先に差止請求権不存在確認訴訟などを提起されて、特許権者が提起する侵害訴訟もその管轄地で起こさなければならなくなる懸念がある点を考慮する必要がある⁴⁾。

以上は原告（特許権者）の立場で述べたが、日本企業が現地企業等から物品の購入等を行い、被告になることもあり得る。このような場合に備えて、判決例で紹介した事件の被告企業のように、当該物品が合法的な来源をもつことを証明するための資料、例えば、当該現地企業の主体資格を証明する書類、販売（購入）契約書などを用意しておくことが望ましい。

4. 4 鑑定（裁判所の職権鑑定の重要性）

3. 5節の判決例で紹介したように中国では裁

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判所が職権で鑑定（公的鑑定）を依頼することができ、この結果は実質的に裁判官の判断に強い影響力を与えるとされている。

これに対して、日本では、裁判所は内部に専門委員等を有するので知的財産案件は外部に鑑定依頼することはないようである。また、日本のような特許庁による判定制度は中国にはない。

また、中国の裁判では、私的鑑定は採用されないとする論説もあり、注意を要する⁴⁾。

4. 5 民事主体の承継

中国では、訴訟から逃れるために、法人の名称等を変更することがよく行われていると言われている。3. 6節で紹介した判決例もこの一例である。訴訟を提起する際には被告の民事主体がどうなっているかを確認するとともに、こういった訴訟逃れへの対策を事前に現地の弁護士等とよく相談しておく必要がある。

4. 6 その他、裁判の速さなど

中国は、二審制を採用しており（民訴法10条）、一審が原則6月（民訴法136条）、二審が原則3月（民訴法159条）で終了する法制度がとられている。

今回我々が抽出した判決例を調べると、一審判決三十数件中、約半数の案件で訴えから6月以内に判決が出ている。また、二審については、途中で中断の無かった案件（8件）では、最長でも訴えから6月で判決に至っていた。

このように、中国では、わが国に比べて判決までの期間が相当短い点に注意を要する。

5. おわりに

今までは、中国の特許権侵害訴訟の判決が一

般の人の目に触れる機会が少なかったが、インターネットで判決が公開されるようになったことにより、従来以上に多くの人々が判決内容を知ることができるようになった。これにより、知的財産制度のユーザーである産業界も判決内容に対して意見を表明することが可能となり、今後行政や裁判所に影響を与えるようになっていくのではないかと思われる。

なお、裁判例の検討の過程で、我々は、特許権および実用新案特許権の侵害訴訟のうち、実用新案特許権に関するものが多いこと（調査案65件の内、39件）、訴訟の原告として個人である事件が多いこと（調査案65件の内、34件）に気がついた。今後の日本企業の中国進出に伴い、中国の侵害訴訟において日本企業が被告となって個人発明家を相手にすることも予想される。

最後に、知的財産分野においては、司法解釈や試行意見が新たに追加公布されてきており、これらに対して迅速に実務で対応すべく、今後の動向に引き続き注意が必要である。

注 記

- 1) 中国知識産権司法保護
<http://www.chinaiprlaw.com/fgtr/fgtr214.htm>
- 2) 北京法院網裁判DB
<http://bjgy.chinacourt.org/cpws/>
- 3) 上海市第二人民法院裁判DB
http://www.shefzy.com/flws/flws_new.asp
- 4) 徐申民、中国特許侵害訴訟の実務、（差止請求権不存在確認訴訟80頁、私的鑑定39頁を参照）、2004年、経済産業調査会

（原稿受領日 2005年4月4日）